

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1.事業所の概要

事業所名	南町ケアプラン室居宅介護支援事業所 (社会医療法人 全仁会)
所在地	岡山県倉敷市南町 1-12
電話番号・緊急連絡先	086-435-2235
介護保険事業所番号	3370207031
管理者氏名	中村 綾
職員体制	基準に応じた介護支援専門員を配置 常勤 3名、非常勤 0名
営業日・時間	窓口対応時間 8:30~17:15 休業日 日曜・祝日・土曜日午後・年末年始(12/30~1/3)
サービスを提供する地域	倉敷市、岡山市、総社市、早島町 これらの地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

2.利用料金

(1)利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を後日各市町村の窓口提出されますと、全額払戻を受けられます。

- ・ケアプラン作成料…要介護1・2は10,860円/月
要介護3・4・5は14,110円/月
- ・初回加算…3,000円/月
新規にケアプランの作成をする場合、もしくは要支援者が要介護認定を受けてケアプランを作成する場合、もしくは要介護状態区分が2区分以上変更となりケアプランを作成した場合に算定
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ)…2,500円/月
利用者が医療機関に入院した日(入院日前を含み、運営規程に定める事業所の営業開始時間終了後や営業日以外の日入院した場合は、入院した翌日も含む)のうちに当該医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ)…2,000円/月
利用者が医療機関に入院した日の翌日又は翌々日(運営規程に定める営業時間終

了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日(翌日を含む)のうちに、当該医療機関の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定

・退院・退所加算

入院・入所をしていた利用者の退院・退所に際し、その居宅において居宅サービス又は当該施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定

・退院・退所加算(Ⅰ)イ…4,500円/月

医療機関や施設職員から利用者に係る必要な情報の提供(以下情報提供という)をカンファレンス以外の方法により1回受けていること

・退院・退所加算(Ⅰ)ロ…6,000円/月

情報提供をカンファレンスにより1回受けていること

・退院・退所加算(Ⅱ)イ…6,000円/月

情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること

・退院・退所加算(Ⅱ)ロ…7,500円/月

情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

・退院・退所加算(Ⅲ)…9,000円/月

情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

・緊急時等居宅カンファレンス加算…2,000円/月

医療機関の求め等により、医療機関の医師又は看護師と共に利用者宅に訪問し、カンファレンス開催後にサービス調整を行った場合に算定

・通院時情報連携加算…500円/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプラン等に記録した場合に算定(利用者1人につき月1回を限度)

(2)その他の料金

- ・第9条による複写物は1枚10円とします。
- ・介護保険以外の申請代行業務に伴う必要書類(公的機関からの証明書、主治医の診断書)等の取得にかかる費用が必要な場合には実費を負担して頂きます。
- ・交通費については、通常実施地域以外の利用の場合は、実施地域を越えた時点から、利用者の同意を得て往復実走行距離で1kmあたり15円の実費負担を頂きます。

3.サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての相談・苦情を承ります。

(1)窓口 南町ケアプラン室居宅介護支援事業所 担当者:中村 綾

電話番号 086-435-2235
対応時間 月～土曜日 8：30～17：15（土曜日は8：30～12：30、
年末年始12/30～1/3を除く）

(2)行政機関その他苦情受付機関

- ・倉敷市介護保険課：所在地 倉敷市西中新田 640 倉敷市役所
電話 086-426-3343
対応時間 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
- ・岡山市介護保険課：所在地 岡山市北区鹿田町 1-1-1 岡山市役所
電話 086-803-1240
対応時間 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
- ・総社市長寿介護課介護保険係：所在地 総社市中央 1-1-1 総社市役所
電話 0866-92-8369
対応時間 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
- ・早島町健康福祉課：所在時 都窪郡早島町大字前潟 360-1 早島町役場
電話 086-482-2483
対応時間 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
- ・岡山県国民健康保険団体連合会：所在地 岡山市北区桑田町 17-5
電話 086-223-8811
対応時間 月～金曜日（祝日除く）8：30～17：00

4.事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5.秘密保持

事業者及び介護支援専門員または、従業員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

6.虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年一回以上）実施します。
- ・措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利

用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7.サービスにあたっての留意事項

- (1)利用者やその家族は、介護支援専門員に、①複数の事業所の紹介、②当該事業所を居宅サービス事業所に位置付けた理由を求めることができます。なお、上記の説明を行わなかった場合は、居宅介護支援費から所定の単位数を減算します。
- (2)医療機関に入院となった場合には、入院時に担当の居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関等に情報提供して頂くことをお願いいたします。

説明者 ()